



「企業会計審議会総会」において挨拶する竹中大臣

(2月20日)  
→P5に関連記事



「年度末金融の円滑化に関する意見交換会」において挨拶する竹中大臣と伊藤副大臣

(3月1日)  
→P21に関連記事

## 目次

### 【トピックス】

- 足利銀行の「経営に関する計画」の公表並びに「業務監査委員会」及び「内部調査委員会」の設置の公表について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 大阪証券取引所の自己株式の自市場「ヘラクレス」への上場承認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 関東つくば銀行の認定経営基盤強化計画履行状況の公表について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 企業会計審議会総会の開催等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

### 【特集：「金融経済教育を考えるシンポジウム」の開催】

- 第2回：パネルディスカッション（前編）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

### 【金融フロンティア】諸外国の金融制度の体系的な研究及び比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

### 【集中連載】市場機能を中核とする金融システムに向けて（金融審議会金融分科会第一部会報告）＜第3回＞・・ 18

### 【ピックアップ：中小企業金融】

- ☆ 年度末金融の円滑化に関する意見交換会の開催について・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- ☆ 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕等の改訂について・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

### 【集中連載】金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改訂について＜第3回＞・・・・・・・・ 22

### 【法令解説】

- 「証券取引法等の一部を改正する法律」の施行に伴う政府令等の整備について・・・・・・・・ 24

### 【金融ここが聞きたい！】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

### 【金融便利帳】

- 今月のキーワード：会計基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

### 【お知らせ】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

### 【2月の主な報道発表等】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35



## 【トピックス】

# 足利銀行の「経営に関する計画」の公表並びに「業務監査委員会」及び「内部調査委員会」の設置の公表について

### 1. 「経営に関する計画」の公表について

平成 16 年 2 月 6 日、足利銀行より、預金保険法第 115 条に基づき発出した命令を受けて策定した「経営に関する計画」が公表されました。

本計画は、足利銀行の再生に向けた第一歩として、同行が今後、経営体質の抜本的な改善と企業価値の向上を目指す上での経営の方針や各種取組みの方向性、並びに運営体制等を示したものとなっています。

足利銀行においては、新経営陣の下、本計画に沿って、健全化に向けて経営改革を進めるとともに、地域金融の円滑化、中小企業等の再生に積極的に取り組むこと等により、収益力の強化、企業価値の向上に努めていくものと考えています。

なお、「経営に関する計画」の概要は以下のとおりです。

#### (1) 経営の方針

下記の 4 項目を経営の方針とし、かかる方針のもと、経営改革を進めることにより、地域金融機関としてのビジネスモデルの確立に向け経営体質の抜本的な改善を図る。こうした取組みを通じて企業価値の向上に努めることにより、特別危機管理の早期終了、最終的な公的コストの極小化を目指す。

##### (i) 地域金融の円滑化と中小企業再生等への取組み

- リレーションシップバンキングの機能を十分に発揮し、地域金融機関としてのビジネスモデルの確立を目指す。
- 地域経済の安定・発展のため、善意かつ健全な借り手に対しては、円滑な資金供給に全力を尽くすとともに、密度の濃いコミュニケーションを実践。
- 客観性を重視した厳格な自己査定を踏まえ、定性評価を加味したうえで、企業の再生可能性を判断。再生可能性が高いと認められる中小企業について、あらゆる企業再生手法を想定して企業再生に積極的に取り組む。  
再生支援にあたっては、外部機関の活用により透明性を確保するとともに、「企業再生モニタリングコミッティ」を設置し、再生支援先の正常化が確実に図れるよう、支援先の経営状況を定期的にチェックし、適切なフォローを実施。
- 担保価値の下落リスクを回避し、不稼動資産を圧縮する見地から、不良債権処理を積極的に推進。  
企業再生の可能性が見出せない企業については、外部への売却等オフバランス化に向けた対応を行うことにより、資産の健全化、財務体質の強化を図る。

##### (ii) ガバナンスの強化と透明性の確保

- 経営の信頼性の向上を目的に、外部の地元関係者による「アドバイザー・ボード」を設置。
- ガバナンスの強化と経営の透明性の確保を図る観点から、本年 6 月の定時株主総会終了時をもって「委員会等設置会社」へ移行。

##### (iii) 業務運営の適切性と透明性の確保

- 業務運営の適切性・透明性の確保の観点から、投融資・資産処分等の業務について監査を行う「業務監査委員会」を速やかに設置。



- リスク管理、コンプライアンスにおける行内管理態勢を強化。

(iv) 抜本的な経営の合理化

- 特別危機管理開始決定を受けるという事態に立ち至ったことも踏まえ、以下のとおり徹底した経営の合理化を図り、ローコストオペレーション体制を確立し、収益の抜本的な強化を目指す。
  - ・健全化計画を上回る人員削減、年収水準の引下げ等による人件費の大幅削減
  - ・「業務効率化ワーキングチーム」による営業経費の聖域なき見直し
  - ・健全化計画を上回る店舗機能の効率化
  - ・本部組織のスリム化
  - ・保有資産（動産・不動産、株式）の処分
  - ・子会社・関連会社の清算を含めた抜本的な見直し

(2) 経営責任の明確化

- 旧経営陣等の責任を明確化するための調査組織として、「内部調査委員会」を速やかに設置。
- 債務超過に至った原因及び問題点、監査法人との交渉経緯や対応等について調査を行う「過去問題調査ワーキングチーム」を設置。

(3) ビジネスモデル、収益計画等の策定

- 今後、平成 16 年 3 月期決算を踏まえたうえで、地域金融機関としてのビジネスモデル、収益計画を含めた詳細な計画を策定。

## 2. 「業務監査委員会」及び「内部調査委員会」の設置の公表について

上記の「経営に関する計画」に定められた「業務監査委員会」及び「内部調査委員会」については、平成 16 年 2 月 13 日、足利銀行より両委員会を設置した旨の公表がなされました。

なお、「業務監査委員会」及び「内部調査委員会」の概要は以下のとおりです。

(1) 「業務監査委員会」について

- 特別危機管理銀行として、業務の適切性・透明性を確保する観点から、投融資・資産処分等の業務について監査を行う。
- 社外取締役を委員長とし、社外委員には、弁護士並びに公認会計士が就任、常勤監査役及び業務部門外の本部部長が社内委員となる。また、社外監査役及び預金保険機構がオブザーバーとして出席。

(2) 「内部調査委員会」について

- 旧経営陣等の責任の明確化を図るため、旧経営陣等の職務上の義務違反等に基づく民事上の提訴、刑事上の告訴・告発等の必要性や妥当性について調査を行い、取締役会・監査役会に報告する。
- 社外の弁護士及び公認会計士を委員とし、預金保険機構がオブザーバーとして出席。

### 足利銀行：新経営基本方針

※ 足利銀行の「経営に関する計画」についてご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から、[「足利銀行の「経営に関する計画」について」\(平成 16 年 2 月 6 日\)](#) にアクセスしてください。

※ 足利銀行の「業務監査委員会」及び「内部調査委員会」についてご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から、[「足利銀行における「業務監査委員会」及び「内部調査委員会」の設置について」\(平成 16 年 2 月 13 日\)](#) にアクセスしてください。



## 大阪証券取引所の自己株式の自市場「ヘラクレス」への上場承認について

昨年12月11日、株式会社大阪証券取引所（大証）から、自己株式を大証自らが開設する取引所有価証券市場ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に上場したいとして、証券取引法第110条第2項の規定に基づき金融庁に上場承認申請がありました。

これを受けて金融庁では、大証の「有価証券上場規程」、「株券上場審査基準」、「ヘラクレスに関する有価証券上場規程等の特例」などの規則に照らして審査を行った結果、要件に適合していると認められたため、本年2月26日、申請どおり上場することを承認しました。なお、国内の証券取引所が上場するのは戦後始めてになります。

### 証券取引法上の取扱いについて

従来、有価証券の上場に関しては大蔵大臣（当時。現在は内閣総理大臣）の承認を得る必要がありましたが、平成10年の証券取引法の改正により、原則として証券取引所が直接審査・承認を行えることとなり、内閣総理大臣には、上場日の7日前までに届出がなされることになりました。これは、証券取引所の上場審査については、あらかじめ内閣総理大臣が認可した「有価証券上場規程」や「株券上場審査基準」などに基づいて行われていることから、個々の有価証券の上場については、証券取引所による審査及び判断に委ねることが上場手続の簡素化の観点からも適当であると判断されたことによるものです。

しかしながら、証券取引所が自己株式を自らの開設する市場に上場する場合については、上場審査の適正性・客観性を担保するため、引き続き内閣総理大臣の承認の対象としており、金融庁においてその証券取引所の「有価証券上場規程」や「株券上場審査基準」などに適合しているかどうかの審査を行うこととなります。

※ 大阪証券取引所の概要等については、金融庁ホームページの「報道発表など」から[「大阪証券取引所の自己株式の上場承認について」（平成16年2月26日）](#)にアクセスしてください。

## 関東つくば銀行の認定経営基盤強化計画履行状況の公表について

### 1. はじめに

平成15年4月1日、関東つくば銀行は、関東銀行及びつくば銀行の合併により発足しました。この合併に先立ち、両行より、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法に基づき「経営基盤強化計画」が提出されたことから、同法に基づき審査した結果、同年3月31日、合併後の自己資本の充実を図ることを目的とした劣後ローン60億円の引き受けを盛り込んだ同計画の認定を行いました。なお、関東つくば銀行に対する劣後ローンによる資本増強は、同年9月24日に実行されています。

### 2. 経営基盤強化計画の履行状況の公表について

関東つくば銀行より、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第9条に基づき、認定経営基盤強化計画に関する15年9月期の履行状況報告があったことから、同法第9条において準用する法第8条に基づき、平成16年2月13日、同計画の履行状況に関する報告の公表を行いました。

15年9月期の収益性の向上に関する実績は、①貸出金利息の減少、②合併効果早期実現のための店舗統廃合等の前倒し実施による合併費用の増加等の要因により、同計画に対して未達となっていま



すが、平成17年3月期以降4年間の計画については当初計画を達成できる見込みとなっています。

(参考) 経営基盤強化計画の概要

- (1) 認定した年月日 平成15年3月31日
- (2) 認定を受けた金融機関等の名称
  - 1 認定を受けた金融機関 株式会社関東銀行、株式会社つくば銀行
  - 2 合併後の金融機関の名称 株式会社関東つくば銀行
- (3) 計画の実施期間 平成15年度から平成19年度の5年間
- (4) 組織再編成の内容及びその実施時期
  - 合 併 法第2条第2項第1号ハ
  - 実施期間 平成15年4月1日
- (5) 資本増強の概要
  - 1 期限付劣後ローン (年限10年)
  - 2 金額60億円
  - 3 実行日 平成15年9月24日

※ 認定経営基盤強化計画の履行状況について、詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表など」から、[「関東つくば銀行の認定経営基盤強化計画履行状況について」\(平成16年2月13日\)](#)にアクセスしてください。

## 企業会計審議会総会の開催等について

平成16年2月20日(金)、企業会計審議会総会が開催されました。本会合においては、冒頭の竹中金融担当大臣の挨拶に続いて、事務局から2005年からEUの域内上場企業に国際会計基準及び国際監査基準の義務づけが予定されていることに関連した諸問題(「2005年問題」)を中心に最近の企業会計を巡る国際動向についての説明を行いました。これらの説明を受け、今後の企業会計審議会における審議事項について、委員より2005年問題に対してわが国がどう対応すべきかとの観点から御議論いただきました。議論においては、「外国企業及び国内企業それぞれについて、国際会計基準に基づき作成された財務諸表をわが国の会計制度上どのように位置づけていくのか」、「監査について、国際的に検討されている保証業務のフレーム・ワークをどう考えるか」ということを検討すべきであるとの意見が出されました。

審議の結果、今後の企業会計審議会の審議事項として、「国際会計基準に関するわが国の制度上の対応」及び「財務諸表の保証に関する概念整理」を決定しました。今後、前者については企画調整部会で、後者については第二部会で検討することとされました。

また、2005年問題に関連したEUに対する日本の会計基準を引き続き受け入れることに向けた働きかけについては、金融庁としては今後とも民間の関係者等と協力しながら、海外当局に対して、直接対話や書簡の発出等を含め、要請していく考えです(⇒アクセスFSA 第15号(平成16年2月) [「英国金融サービス機構\(FSA\)の上場規則見直し提案へのパブリック・コメント・レターの発出について」](#)も併せてご覧ください)。

※ 企業会計審議会総会における資料をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から、[「企業会計審議会総会資料\(平成16年2月20日開催\)\(平成16年2月20日\)」](#)にアクセスしてください。また、議事録についても、金融庁ホームページにおいて掲載予定です。



# 特集：「金融経済教育を考えるシンポジウム」の開催

## 第2回：パネルディスカッション（前編）

～未来を担う世代のために、いまできること～

平成16年1月31日（土）

前月号に引き続き、金融庁金融研究研修センターの主催により、「未来を担う世代のために、いまできること」をテーマに開催した「金融経済教育を考えるシンポジウム」について掲載します。

今回は、パネルディスカッションの前半の様態をご紹介します。なお、後半につきましては来月号に掲載する予定です。

### ○ はじめに



**司会** それではディスカッション、「未来を担う世代のために、いまできること」を始めさせていただきます。早速、パネルディスカッションに出演の皆さんをご紹介しますまいりましょう。

まず、都立国立高等学校教諭の新井明先生です。続きまして、野村証券専務執行役の柳谷孝さんです。続きまして、東京大学教授でNPO法人、金融知力普及協会理事長の伊藤元重さんです。続きましては、先程お話をいただきました金融担当大臣、竹中平蔵さんです。そして、司会はジャーナリストの野中ともよさんです。それでは野中さん、よろしくお願ひいたします。

**野中（コーディネーター）** 皆様、こんなにお天気のいい土曜日の大切なお時間をお運びいただきまして本当にありがとうございました。でも、「来てよかったな」とまず、大臣の基調講演をお聞きになった時点でお願いいただけたのではないのでしょうか。あんなに短い時間の中

で、実は不良債権処理も大事だけれども、本当はこれをやりたいんだという思いがふつふつと伝わる良いお話をありがとうございました。

私もずっと大昔に経済番組をご一緒させていただいたときに、経済というのはプロのもので何でもなく、何のことはない、デートをしても、ここへお運びいただく電車賃を払うという、そういうこともすべからくGDPである。経済とは、私たちの営みが作っているんだというのを教えていただいたのが、実は大臣でございました。

今日は皆様がこの会場にお入りいただいたときと、さようならを言わせていただくときの心持ちが変わるような素晴らしいシンポジウムになると自信を持っております。

早速、柳谷さん、先程の大臣のお話、どんなふうにお聞きになったか、まず感想から伺ってみたいと思います。

戦後の日本の社会では、「証券会社っていうのはやっぱり騙されちゃうから」という感じや「善良な市民は株には手を出さんほうが良いよ。やけどするから」というようなこともささやかれていたのは事実でございますよね。そこからして、大臣のお話をどんなふうにお聞きになりましたか。

**柳谷** 私はかねがね、「株に手を出す」という日本語が残っているうちは十分、ご理解をいただけてないのではないかなと考えているわけです。大臣のお話にもありましたように、戦後築き上げてきた色々なシステムがあります。年功序列、終身雇用、あるいは安い医療費、豊か



な年金、こういった社会システムに新たなリスクが発生してきている。それから土地神話、あるいは銀行神話といった言葉も崩壊してきた。

そういった状況の中でこの 21 世紀は一人ひとりが自立して、自らの教育資金とか、あるいは住宅資金、あるいは老後への備えといったものを準備していかなければいけない時代に入ってきました。お金の役割、あるいはお金と社会の関わりについて、知識を持たなければいけない。そういう時代に入ったと考えておきまして、大臣のお話は、これからの新しい方向性を見据えた上でのご指摘であったのではないかなと感じております。

**野中** ありがとうございます。

新井先生、今日のタイトル、「～未来を担う世代のために、いまできること～」と、こういうふうに金融庁の方が考えてくださった。つまり、先程大臣のお話にもありましたが、大人たちが本当に懸命になって働いて、社会基盤、すごいものを作ったけれども、もちろんその大人たちも学習し直さなければいけない。でも、アカデミアというか、教育現場で実はお金のことというのは、私も高度経済成長と一緒に大きくなってきた世代なのですが、どこでも習ってこなかったんですよね。それを現場ではどんなふうに認識していらっしゃるのですか。

**新井** 現場の人間として大変お恥ずかしいのですが正直言って、正面切って取り扱うチャンスはなかった。それが実態です。

**野中** 新井先生は社会科の先生でいらっしゃいますよね。その社会科の教師として、時代も大きく変わり、子供たち自身も変わってきたと思うんです。そのなかで金融庁からぜひ新井先生の活動もご紹介したいという形でご推薦いただいたのですが、いつごろから問題意識をお持ちになり始めたのですか。

**新井** 私自身は、先程の稼ぐことも資産を運用することも、実はそんなに得意ではない人間です。学校の教員全体が比較的そういう環境の中にいますので、先程のお金を正面切って取り上げられなかったという部分の一端はやはり教える側の問題です。私自身がこういう経済の教育に関心を持ち始めてから、約 15 年ぐらいです。きっかけは幾つかあるのですが、社会の変化の中でどうしても、大げさに言えば次世代の子供たちに対してあるメッセージを伝えたい

という思いがありましたので、それで取り組んでいるという状況です。

**野中** そうすると有志の方、同志の方がまず集まってというのが活動の始まりだったのですか。

**新井** そうですね。先程の大臣のお話の中に「経済学の社会教育の分野」という言葉がありました。それに関連して言いますと、「経済教育」という言葉もあります。経済をいかに生徒にわかりやすく面白くきちんと教えられるのか、教えるべきなのかに関して研究する分野です。我が国ではそういう領域に関心を持っている教員も、それから実際にやっている教員も非常に少ない。それが今までの私たちの学校社会の大きな問題点でもあったと私は思っているのですが、そういう中で制度的にお金に触れるチャンスはあります。お金の教育が全くないわけではない。ただし、それをきちんと正面切って据えて取り組む時間的な余裕も人材もその条件も、今まではなかった。それではいけない事態に今なっている。

**野中** 問題意識として出ていらしたんですね。伊藤理事長。経済学あるいは商学部にいてビジネスに関すること、これを大学生になると習うという人はいたけれども、本当に初等、中等教育の部分ではなかった。加えて、社会の変化の中でこの NPO を立ち上げられたという点を、大臣のお話への感想も含めて。

**伊藤** 大臣がケインズというイギリスの経済学の話をしたのですが、ケインズの弟子にジョン・ロビンソンという人がいて、この女性の経済学者は何を言っているかということ、経済学を勉強する目的は何だろうか。経済学者に騙されないために勉強するんだと。

あの時代はもう何十年も前ですから、経済学者は騙したのかもしれませんが、今の言葉に置き換えますと、何で経済をみんな勉強しなければいけないかということ、世の中の色々な俗説というのがありますよね。結構いい加減な議論が多いんです。

自分の中で一回考えてみるということはすごく大事で、そのためには一人ひとりが経済だとか、金融というものを知るといのは非常に大事だと思います。それが広がってくることが、先程大臣がお話になったのですけれども、いわゆる社会の力みたいなことだと思うんです。

そういうことで金融知力普及協会と一緒に始



めさせていただいたのですが、目的はとにかくできるだけ多くの人に経済について触れてもらおうと。実はこれは私の先生から習ったことですが、経済を見るときに一番本質が見えるのは金融なんです。金融を知らないと経済は見られない。これは色々な方から教わったことです。

我々は非常にわかりやすい教材を作ったつもりなのですが、すでに1万人ぐらいの方がそれを使って、勉強してくださって、大変良いことだと思います。これからこれをぜひ地域に即した形にしていきたいと思っています。例えば地域で色々なことを考えるために、地域子供教室といったところで、ぜひ金融とか経済とかということについてみんな話してもらおうという、そういうところに参加できたらと思います。

## ○ 金融経済教育のネットワーク作りの重要性

竹中 私も以前、大学で教えていまして、経済学を教えるわけです。経済学の単位を取りにきているのですから、基本的には経済学のことを勉強したいと思ってきているはずですよ。ところが私自身の体験からいっても、大変申し訳ないのだけれども、日本の大学で経済学を勉強したときは実はあまり面白くなかったんです。それで経済学は面白いんだ、経済のことは大事なんだと生徒をいかにアトラクトするかというのは大学の先生が一番最初の仕事です。これはもちろん小中高、そういうことをやっていただきたいのだけれども、まず経済を勉強しようと思って単位を取りに来ている人ですら、なかなか取っ付きにくい面がある。

先程、野中さんも伊藤先生も言われましたけれども、経済は私たちの生活そのものなんだということを知ってもらうことがまず基本だと私は思うんです。どんな活動をやっても何をやっても、必ず経済が付いてくる。そのこととちゃんと向き合おうではないですか。そういうふうにして、少しずつ色々なことを説き起こしていくと、結構皆さん、自分の人生をやはり大切にしたいと思っていて、自分の人生に興味があるから、経済に対しては段々興味を示してくださる。

考えてみると、そういうノウハウが言わば今は、例えば先生、新井先生も伊藤先生もそうですけれども、個人の技みたいところに依存しているんだと思うんです。しかし、そこが出発点で、私は考えてみたら、そういうことのベスト・プラクティスを交換する場所がなぜなかったんだろうかと思うんです。

野中 皆さんにご報告がありまして、今日お運びをいただいた皆さんのうち、私たちは金融経済教育を考えるということなので教育界の方々がほとんどかなと思って、ふたを開けさせていただいたら、金融関係者の方たちが45%でした。

社会的責任をご自覚いただいたのだと思いますが、教育関係者が学校教育・教育関係者合せて、18%だったんですね。だから、まだ学び舎においては、これは教えるべき事柄のプライオリティはあまり高くないということなのでしょうか。



(竹中平蔵 金融担当大臣)

ここからすごく議論が先走ってしまうかもしれないのですが、ぜひ皆さんにご検討いただきたいので、今日皆さんに言いたいことを最初に申し上げさせていただきたいんです。

伊藤先生は非常に近いところでわかっていただけだと思うんですが、私は大臣になる前に、学者のときに政策分析ネットワークという組織を作ったことがあります。例えば大学の政策学部、それとシンクタンクのネットワークです。これはアメリカに同様の組織があるんです。それを意識して作りました。つまり、問題意識を共有する専門家のネットワーク。役人の方も参加するし、シンクタンクのエコノミストも参加するし、学者も参加するし、学生も参加するし、一般の方も参加して、そういう色々なことで話し合おうではないか。

実は金融経済教育のネットワークをぜひ作らなければいけないんだと私は思うんです。野中さんや伊藤先生にその中心になっていただき





い。政策の分析ネットワークを作って、私が最初、代表になったのですが、私はいま政府の中にいますので、伊藤先生が今の代表なんです。代表になってくれているんです。

それで年に2回コンファレンスを開いて、そこでまさにベスト・プラクティスを色々持ち寄る。シンポジウムを開く。今度の場合だと、今日は金融の方が多いとありましたけれども、例えばフィナンシャルプランナーの方とかアドバイザーの方はお客さまにどんな説明をしたら良いのだろうか、というようなことで日々ものすごく悩んでおられるんだと思うんです。そういう方にも入っていただいたら良い。高校の先生にも入っていただきたい。学生さん自身も入ってくるかもしれない。

そういうものがあって、今日みたいな集まりを、もっと大きな集まりを年2回ぐらい持ってベスト・プラクティスを交換する。いや、それを作ればすべてうまくいくなどとは言いません

が、そういうことをどこか念頭に置いていただきたいなと思うんです。いかがでしょうか。これは政府主導ではだめなんです。あくまで個人の資格で皆さん、入れば良いと思うんです。

**野中** 個人の資格ですね。

**伊藤** 色々な方が参加するとすごく面白いんです。今の政策分析ネットワークの話をする、前回会議をやったときに、例えば政府にいる立場の人と民間にいる立場の人が行ったり来たりしたときに、どういうことに悩まれるか。例えば日銀の副総裁も参加していただいております。金融についてもそういう場があれば、たいへん良いと思います。

## ○ 学校現場における金融経済教育の現状

**野中** 良い提言をいただいたと思います。今日は壇上でシンポジウムをやって、それでおしまいという会ではございません。

この後、後半のところでは高校生、大学生、そして学校の先生方、沖縄からもどういふふうにして自分たちの問題意識を実現されてきたかなど、この4月から日本初めての商業高校にファイナンス学科、金融学科を作るために大馬力で動かされた先生方のプレゼンテーションも、皆さんにお聞きいただこうと思うので、具体的なアイデアもお持ち帰りいただけたらと思います。

サラリーマンの経験者は、ご自分のかつての初任給で税金がいくら持っていかれて、年金がいくら引かれていたか、ご記憶の方いらっしゃいますか。

しかもその年金が何%で運用されていたかということをチェックなさるサラリーマンはほとんどいらっしゃらなかったと思う。なぜかといえば、税金を払うというのはタックスペイヤーの義務ですけども、「これを小泉さん、竹中大臣、あなたたちの給料で使って良いよ。その代わり、良いことに使ってよ」というタックスペイヤーの意識がないまま、「えっ、税金抜かれちゃった」「えっ、年金抜かれちゃった」。

でも、いちいちそんなことに目配りしないで、私たちは、一生懸命に労働すれば、お父さんは大体偉くなれたし、給与も右肩が上がっていき

ました。それがついこの間まで続いた日本のシステムだったから、これは良い悪いを申し上げたいのではなくて、世界一の債権国になれたんだと思います。

ところが、そのシステムが「どうもうまいかないね」と言われ始めて10年近くが経ちました。でも、まだ教育の現場ではそういうふうに変化したからどうしなければいけないかということ、具体的に教えてくれるコンテンツもマニュアルも何も出てきていないということ、おかしいなという声を挙げてくださり始めたのが新井先生たちのグループであると思います。新井先生、どんな問題意識でどんなことを始められたかというのをご紹介くださいませんか。

**新井** それでは制度の説明をさせていただくところから始めたいと思うんです。というのは、ここには学校のことについてあまりご存じない方が半分以上いらっしゃると思います。ですから、先程の日本の経済も世界の経済も含めて、大きく変化をしているのに、どうして学校がそれに対応できないのか、できていないのか。そこらへんから少し話をさせていただきたいなと思っています。

先程もちよつと言ったのですが、お金に触れるチャンスとか経済を学ぶチャンスをきちんと



文部科学省は作ってくれています。社会科や公民科という教科のなかで当然、そういう領域はあるわけです。私は高校ですので高校を中心に話をしますが、経済に触れるチャンスは端的に言いますと、1年間に多くて50分の授業で20時間あるかないかです。



(新井明 都立国立高等学校教諭)

その中で日本経済がこんなに変わったんだよとか、世界の経済は大変なんだよとか、そういう経済の現状の話もしなくてはいけないし、さらに経済理論の話もしなくてはいけない。とにかく触れるチャンスはあったとしても、時間的な制約は非常に大きいです。

そういう意味ではお金も含めて、金融ということになったらもっと少ない。その少なさの端的な証拠を見せますけれども、これは高校の新しい教科書です。この大きさです。この薄さです。2単位で、約200ページです。当然、政治経済ですから経済はその半分。それで金融というのは、この教科書は比較的金融について触れているのですが、それでも4ページ程度です。もう一つお見せします。これはアメリカのハイスクール用のテキストです。とにかく厚さを見ていただければその違いはわかります。

**野中** 大体その厚い本のタイトルが「Economics」ですからね。

**新井** 日本では、学問を高校まで教える必要はないという。要するに高度な内容に関しては教えないことという事項があるんです。経済について教えることは構わないけれども、経済学は教える必要がない。

**野中** つまり「学」を教えるということよりも、自立する市民として生きていく、その形で役立つことを教えなさいと。

**新井** 経済知識。領域で言えば、マクロの日本経済については紹介するけれども、その中で私たちがどういうふうに日々生きているのか、「選ぶ」という言葉や「選択」という言葉そのものは全然出てきません。一番根本的なものがない。何があるかという経済知識の網羅的な体系、それを何十時間の中で教えなさいという形ですね。

これは大学入試問題とセンターテストの問題をご覧になっていただくと、ああ、こんなことまで教えているんだということがおわかりいただけると思います。でも、教わっている側から言えば、それは単なる知識でしかないし、つまらない知識なのかもしれません。暗記かもしれません。

そういうものでしかないから、なかなか経済について生徒が関心も持たない。必要だという認識は当然あるんですよ。本当は関心もあるんです。でも、それをきちんと教える仕組みが残念ながら、ない。そういうのが現状です。

**野中** 結局、私たちが心理的に何か出口なし、どうもうまくいかないという不安がなぜ起こっているのかと言うと、弱いから起こっているのではない。今まで当たり前だと思っていたお金を巡る、経済を巡るシステム、例えば保険のこととか年金のこととか、銀行に預けておけば何とかしてくれると思ったら、選ばないと潰れるかもしれないとかという、その当たり前だと思っていたことがすべからく、どうもクエスチョンマークが、黄色信号が出てきたぞということに対する不安が、出口なしという気持ちを起こさせているんだということに気付いていた方がいいわけです。

柳谷さん、いま学校の方では200ページ分の4ページということで、しかも私も初等中等で調べてみたら、見開きですから2ページでございました。「あおものいちば」「うおいちば」「かぶしきいちば」。資金調達メカニズムとして資本主義を支える株式市場、マーケットとは何か、そんなことは1行も書いてはいなくて、「いちば」でございました。

それに対して、一つひとつ金融機関のなかからも問題意識が出てきた。それでいまだどう動くかが始まってきたかという問題意識のあたりからお話を伺えますか。



## ○ 金融機関における取組

柳谷 私どもは4年ほど前から、「B&D活動」という取り組みを行っております。「B」は適切な資金循環を促していくという証券業のベースになっているところ、そこに立脚しているという意味のベーシックの「B」です。それから、「D」は色々な変化を先取りして、常に新しい価値を創造していこうよ、ダイナミックの「D」ということで、「B&D」という名前を付けた活動をしているわけです。



(柳谷孝 野村証券専務執行役)

これは大きく二つに分けて考えています。一つは事業性に立脚した対内的な活動、もう一つは公共性に立脚した対外的な活動です。この後者の代表が経済証券教育プログラムであります。未来を担っていく子供たちから金融知識をいま必要としている方々に至るまで、幅広く金融経済の学習の場を提供していこうという取り組みを行っています。

具体的に申し上げますと、まず一つ目は大学です。今年度110を超える大学で証券教育講座を開催しました。私も今月都内のある大学で講義を行ってまいりましたが、野村証券ならびに野村総合研究所をはじめとした役職員、約400名が講師を務めております。受講されている学生の方々が約2万人、ほとんどの大学が単位を出すという形になっています。

二つ目は、各地域コミュニティの生涯学習の

場に証券学習の教材を含め、プログラムを提供しています。現在で約100の地域で提供しております。昨年末、都内のある生涯学習センターでは定員の約2倍のお申し込みをいただき、思った以上に盛況です。高齢化社会を迎えている中で勉強の必要性を感じていらっしゃる方が非常に増えていると思います。各地域で、例えば函館にあります亀田老人大学とか、東京都ですと各区に生涯学習センターというのがありまして、そういう場所に教材や人材を派遣しています。

三つ目は日経ストックリーグです。これは日経新聞が主催しております中学生、高校生、大学生を対象にしました株式学習コンテストです。これに特別協賛をさせていただいてまして、昨年は256の中学、高校、大学が参加しまして、約5,000名の学生の方が参加したという状況になっています。

それから、本日、この会場の受付に『お金のひみつ』という本を用意してございます。これは金融広報中央委員会のご協力もいただきまして、金融学習書として作りました。小学生の方に向けて、お金、あるいは銀行の仕事、証券会社の仕事といったことをわかりやすく解説した本です。これを昨年全国2万4,000の小学校と2,400の図書館に寄贈いたしました。未来を担う小学生から大人の方に至るまで、企業として金融経済教育に貢献していかなければいけないと考えています。

野中 ダイナミックに各世代に渡って、社会貢献の意味もあるし、結局はそういう動きをしていくことが、証券業界として生業をさせていただいている業界としての皆さんへの、今までしてこなかった部分ではありますよね。

## ○ NPOの役割

柳谷 決して十分ではなかったのかもしれませんが、こういった教育を社会的な責任として、もっと積極的に取り組んでいく必要があると考

えています。

ただ、一方で先程来お話がありますように、証券会社が金融経済教育を提供すること自体が



何か株式投資を誘導するように連想させてしまう傾向があることは認識しています。今後は、たとえば先程来出ていますNPO、より中立性のあるNPOに活躍していただく。もっと申し上げると家庭、教育の場、それから行政機関、NPO、そして私たちのような色々な企業もできることは一生懸命協力していく。そして社会全体としてトータルなシステムを完成させていくというのは非常に重要ではないかというふうに考えています。

**野中** 先程大臣がお話したような、全部が融合してフュージョンのように良いことをしていくという固まりを、そろそろ作ったほうが良いなということですね。

**柳谷** そういう意味では今回のこういう企画、集まりは大変良いきっかけになるのではないかと思います。

**野中** 伊藤先生、いま野村証券の具体的な活動をご紹介いただいたのですが、我が金融知力普及協会、お金が本当はない。活動を細々としていたら、外資系からお声がかかった。あのお話をぜひ皆さんに。

**伊藤** 外資系のほうから、ぜひこういうことをやってほしいということで色々な寄付をいただいているんです。おそらく、特にアメリカの場合には、こういう経済を知ることが非常に重要だという認識が非常に強い。ちょっと話がそれるのですが、アメリカは1929年に株の大暴落が起こったんです。歴史的にも非常に重要で、その直後には25%の失業率、4人に1人が失業して大変な状況になったんです。

そのときに株式業界に大きな反省が起こったんです。何かと言うと、金融はプロが勝手にやって良い話ではない。そうすると結局、普通の人たちは騙されたのではないかとか、あるいは何かおかしいことが起こっているんじゃないかと思ってしまう。

そこで業界自身がかかなり熱心にいわゆる国民教育を始めるんです。それまでの、例えば新聞に出てくる証券会社の記事は、今度、こういう株を上場しますから、こういう会社が入りますというプロ向けだったのが、そのころから、そうではなくて、株というのはこういうリスクもあるけれども、こういう面白さもあります。あるいは株を使ってこういうことができますよと、色々なことを一般の人に知らしめるようになった。

残念ながら、まだ日本にはそういう形でみんなが積極的に参加して、国民全体がそういうことを学ぶという機会が少なかったものですから、これまでなかったんです。我々がこういう活動を始めたときに、日本の企業ももちろんたくさん賛同してくれているのですが、そういう形で外資系の金融機関が賛同してやってくださっているというのは、今言ったような背景があるのかなと思います。



(伊藤元重 金融知力普及協会理事長)

**野中** 日本でマーケットに参加させてもらっているの、一般の人たちに金融教育をしている金融知力普及協会をバックアップさせていただきという形で、奨学金のバジェットをくださるんです。お手を挙げていただいた方100人分の奨学金ですから使ってくださいという。

これは逆にいうと、そういう企業がCSR、最近よく出てまいりましたが、CorporateがSocial Responsibleな、社会的責任を果たしていく企業活動をしないと、IRとして、一般の株主の方からお褒めをいただけないんだという風土も一方である。また、一方ではTax deduction、寄付をするということに対して税制が非常にきちんと整っているの、企業も積極的にサポートしやすい。

この二つを実際に我々はNPOを旗揚げしてみ、日本にまずシステムとして整備していただきたいなと思ったんですが、いかがなものかございましょうか、大臣(笑)。

**竹中** 確かにアメリカの企業などの場合、そういった自分の分野、金融の場合だと金融経済教育とか、社会教育とか、そういう社会的貢献をしているかどうかというのが、広い意味での投資家の厳しい目にさらされている。それは広い意味でのコーポレート・ガバナンスの社会



的熟度のような問題だと思うんです。

コーポレート・ガバナンスというのは決して株主だけがしっかり利益を上げろというのではなくて、社会全体のボイスとして、社会的な存在としての企業が役割を果たしているか。ここは我々一人ひとりが社会の声としてやっていかなければいけない問題が一つあるんだと思います。

社会の声の反映ということにも実はなるのですが、税制の問題は私も重要だと思います。私は実は内閣府のNPO担当の大臣でありまして、この税制改革について財務省に対してもう少し使い勝手の良い寄付税制にしてほしいということをお願いする立場にあります。

ご承知のように、今年度からでしたか、この税制はすごく変わりました。認定NPO法人ということで、寄付に対して免除を受けられるような法人の制度が今の時点ではかなり前進しているんです。最初やったとき、制度はあったけれども、そういう認定が実質的には受けられなかった。しかし、いま実情はかなり変わっております。ぜひそこはうまく使っていただきたい。その上で今の制度がどのぐらい、まだいったいどういう問題があるのかということは、不断に

色々議論していかなければいけないのではないかと思います。

いずれにしても金融経済教育というのは、実は金融経済の問題は間口がすごく広いんだと思うんです。色々なことがすべて経済だ。間口が広いからこそ、興味を持とうと思ったら、すごく興味を持ちやすいという魅力でもあるんだ。しかし、間口が広いからこそ、非常に難しいという難しさにもなっていて、どこまで勉強してもなかなか達成感がないと言うか、どこから入って良いかもわからないし、一通りやったという満足感も得られない。そういう特徴を持っているんだと思います。

その意味では非常に多様で、学校も重要です。NPOも重要です。それと金融に関係する会社の役割も重要です。個人も重要です。非常に多様で継続的な国民運動、そういうような位置付けをしていかなければいけない。そのために何が必要かということ、一人ひとり知恵を出していかなければいけない。そういうことだと思います。

## ○ 国の役割 —先進国の例—



(コーディネーターの野中ともよさん)

**野中** ようやくそこまで問題意識がきたのですね。

アメリカの例ですが、1974年エリサ法という形で、年金を巡って、受託者は、その責任において労働者や委託をしてきてくれている人々、皆々様に経済や金融の情報提供をしなければならないというのを、もう70年代に決めている

んです。そして、80年代の終わりぐらいから、NPOをどんどん作りなさいと。全てのアメリカ国民は、どんな人生を歩んでも経済教育を受ける権利と義務がありませというふうなことを教育法に書いてあるんです。幼稚園生でもボーイスカウトでも、あるいは小学生でも、ご案内のように連邦制ですから、その州で色々な形をとって良いけれども、要するに「お金ってなあに？」というようなことがどの人にも届く言葉を持った、先程の大臣の言葉で言うところと経済を専門的に社会教育できる人たちの形を、教育省がバックアップしないとだめよという法律を作ったんです。

一方で、イギリスのケースはどうかというと、これが全く違うんです。イギリスは80年代にサッチャー革命という改革、これは金融界でよく使われますが、実はサッチャーさんの革命は教育革命だと言われているんですね。若い人たちが地べたに座って失業率がべらぼうになっているというイギリスの中で、ここを変えるには教育だ。

それで、金融サービス庁と教育技能省、つま



り日本で言うと文科省と金融庁と財務省が集まりまして、お国の一つの方法論として、日本とイギリスはやっぱり島国でちょっと似ているなという感じもしないではありませんが、津々浦々、「これでいきましょう」という形で上からカリキュラムを作ります。

ところがこれが何かと言うと、シチズンシップと書いてあります。要するに地べたに座っている若者に自信を付けさせるために、何が大事

だと考えたかという、経済と金融がわかる国民を作ろうというので義務教育のところでばっちりカリキュラムを取り入れた。そして、一方で人材をシャッフルしながら、一方のシティを開放して、ウィンブルドン方式と言われていますが、ビッグバンの中で世界からお金が集まるようなシステムを同時に作っていくということをやったわけです。

※ パネルディスカッション後半の様様については、来月号に掲載する予定です。

※ 金融庁では、金融経済に関する教育の推進に資するための副教材「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き」をホームページに掲載しております。

この副教材に関するご意見及び授業における実践例等を募っております。

「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き」

ホームページアドレス <http://www.fsa.go.jp/fukukyouzai/index.html>

副教材に関する意見等のメールアドレス [fukukyouzai@fsa.go.jp](mailto:fukukyouzai@fsa.go.jp)



# 諸外国の金融制度の体系的な研究及び比較

金融庁総務企画局政策課

金融研究研修センター 研究官

山村 延郎

## 1. はじめに

この 10 年間の大学の動きを見てみますと、国際金融論という科目を設ける大学がたくさん増えました。しかしながら、外国金融制度という科目になるとどうでしょう。そのような科目のある大学はきわめて少ないと思われまふ。特に金融教育に力を入れている大学には、比較金融制度論という科目を設置しているところがあるかもしれません。しかしそういう大学が多いわけではありません。

いずれも国内の金融制度を正面から扱わないので、「そもそも同じものではないのか？」と考える人もいるかもしれません。一見、似たような感じがします。実際に、隣接科目として又は国際金融の科目の中で扱うことも不可能ではありません。

しかし金融制度の発展にともなう金融論が発展し、研究が細分化すればするほど、固有の領域として制度を扱うことが、今後ますます重要になってくると思ひます。

今回は、私が行っている外国金融制度の分析や比較の際に利用又は重視している考え方や方法論を紹介し、制度分析の固有の意義が何であるかという点をエッセイ風に考えてみたいと思ひます。

## 2. 外国金融制度の分析及び比較の意義

まずは、国際金融論と外国金融制度論の違いを大胆に二分してしまひましょう。そうすると、外国金融制度論が何を扱うのかははっきりと打ち出すことができます。

国際金融論が扱っているのは、例えば、国際通貨体制、外国為替市場、国際収支、国際資本移動（金融市場）などの問題です。「国際」と称するわけですから、究極的には、必ず複数の国民経済が背景にあります。そして、その間で作られる関係が問題になるわけだす。また、これらのうち通貨や国際収支といった問題は、金融政策（マネタリー・ポリシー）をつかさどる中央銀行や、財政・経済政策をつかさどる省庁の担当する事柄であると言っても過言ではありません。

これに対して、外国金融制度論は、基本的には、たとえ一国の分析でも十分に成り立ちます。「外国」の制度の分析によって「内国」との違いを比較したり同じ点を発見したりしようとする問題意識があるからです。その論文の中で比較をしていなくても後で比較できるように、その国の固有の制度としての金融制度を解き明かしています。

自国と外国とで制度を比較するということは、他者との対比の中で自分を知ろうとする態度であります。相手との違いが明らかになることで自分のアイデンティティーが確立され、自国のシステムに関する知識も深まります。自国の制度をよりよく運用していく又は改善していくためには、この金融制度の分析は不可欠です。また、諸外国における制度に関する知識は、その国の経済の最重要システムに関する知識です。したがってこれらの国とお付き合いをする際にも当然に知っておかねばなりません。だからこれは、金融庁の担当する分野と密接に絡んでいるということが言えます。

## 3. 金融制度の諸概念

ここで金融制度という言葉で概念されているものは、資金の媒介構造（金融構造）、金融サービスの産業構造（業態区分、又は金融組織）、金融行政の仕組み、これらすべてをあわせた連環（金融システム）、に細分することができます。



金融構造は、直接金融と間接金融の重要度が国別に違う意味についての分析です。業態区分は、昔は、各国の規制で成立した銀行等の分業制度を説明することが重要な課題だったのですが、今では、投資関連サービスや保険なども含めて分析していくことが必要となっています。金融自由化が進むにつれて行政の対応が変化していくので、これも学問的研究の対象になりえます。さらには制度の進化（特にルール作り）における司法・立法その他の勢力、外国や外資との交渉とその経緯といった政治経済学的な分析が重要になります。

金融システムの構成要素は、相互補完的に噛み合っていないければ機能不全となります。一国の金融システム自体も、他のシステムからの影響を受ける系であるということを考慮しなければなりません。外部から何らかの制度を移植したり変更を加えたりするときは、適合性を考えながら行わなければ、ショック状態に陥ったり、システムが不安定になったりする可能性があります。金融制度を一つのシステムとして著述することで、噛み合いをある程度推量できる状態にすることができます。

もともと、機械的システムとは異なり、学習して進化する社会システムですから、分析対象とした国が均衡点に移行する途上の矛盾も抱えた状態でありうる、ということは念頭に置かねばなりません。

#### 4. 制度の分析及び比較

このような複雑なものをいきなり理解することはできません。そこで比較分析の基礎として、それぞれの国で採用されている個別の制度をそれ自体（an sich）として分析する必要があります。特定の制度を生み出した背景のほか、理念や思想も考察の対象となります。この研究は、既存の情報の修正やモデル構築に役立ちます。

概念規定の比較も重要です。法律などで訳すと同じ名称で語られている制度や用語であっても、内容が全く違うことがあります。それは解釈が違ったり、実施の仕方が違ったり、あるいは制定過程・達成度合いが違うわけです。また、そこには日常の中で育まれたルールや行動パターンのような固有の文化が影響しているのです。

さらには、その制度がその国で果たす役割が違うということもあります。例えば、ドイツの預金保険制度は、業界で運営して預金のほぼ全額を保護する「保護基金」の方が重要であって、定額の強制預金保険はあまり重要ではありません。

とはいえ、概念は、全体像が分かって初めて定立するもので、最初に措定したものがいつまでも妥当な概念とは限りません。したがって比較も全体の分析が終わっていないという限りにおいては、定立していません。

自国と比較することを前提に、一国について制度を研究する場合は、その国の言語、歴史・文化・国民性・慣習・伝統などのあらゆる知識を駆使して分析・総合を網羅的に繰り返していきます。このような包括的な研究は、対象国の言語に通暁しなければならないということから、専門化して相応の長い付き合いをしていく必要があります。というのも、国際金融の狭い領域ならば、標準語として英語を用いる傾向にあるので別ですが、外国金融制度の場合は、そもそも標準化できない各国固有の事情が鍵となっているわけですから。私がパリでフランスの金融機関の方と不動産金融について面談（ヒアリング）したとき、ドイツ語ができるならドイツ語でやらないかと言われて、そうしました。英語では、ニュアンスが通じないが、ドイツ語ならばまだというのです。法律が英米法と大陸法で大きく違うということもあったのですが、その場で話題にのぼったのは、「パブリック」の概念が違うということでした。

もともと、時間の経過に従って、良かれ悪しかれ感情移入が生じる可能性がありますから、論文にする際には、客観的で科学的な視角に常に立ち返る努力をしなければなりません。

#### 5. 比較をする国の数や選択の仕方

外国の金融制度を取り上げる際には、たくさんの国を一度に比較しようとするやり方と、一国に絞って研究するやり方があります。

多数国の比較は、特定の機能・構造・現象に焦点を当てて、縦断的に研究するものです。「横串を刺す」ともいいます。同じ概念であっても国によって実施のされ方やニュアンスの違いが浮かび上がってきます。ただし、対照的な国を数多く選択すると皮相的な分析に終わるということにもなりかねません。類似性が大きな国に分析対象を絞ると、面白い研究になると言われています。





二つの国（又は自国を前提に他の一国）について、特定の機能・構造・現象を比較研究する際にも、対照的な国を取り上げる場合と、類似性の高い国を取り上げる場合とが考えられます。

わたしは、金融庁金融研究研修センターの「ディスカッション・ペーパー」（不定期発行の査読付論文シリーズ）で、ドイツ（預金保護・破綻処理の制度）、並びに、フランス及びオランダ（地域金融の制度）を分析しました。それは、アメリカと比べて日本と類似性が高いといわれるヨーロッパ諸国を、日本との比較を念頭において研究しようとしたものです。もっとも、日本と対比する以上、日本との違いも表現されています。

## 6. 制度分析のアプローチ

今までの日本の外国研究は、金融に限らず一般的に、外国の制度を輸入するという観点からであったので、明治期の開国以降の日本の近代化の努力は、西洋文明の導入というところに現れていました。その際に、「どこどこ『では』このようであった」ということを解明しようとするを「出羽の守（でわのかみ）アプローチ」とも言います。この方法で気をつけなければならないのは、全体がそうだというわけではないのに一部が万事と思ってしまう「つまみ食い」です。これは「みんなが持っているから自分も欲しい」という子供の主張にも似た状況でもあります。また、今後の外国制度分析は、国内制度の構築に役立てるという受身だけでなく、相手国の動向を正確に知ることにより、積極的な外交に役立てるというアプローチの仕方もあるのではないかと思います。いずれにしても相手国を体系的に把握するという必要があると思われまます。

産業論的なアプローチもあります。市場構造や買手の集中度、市場での行動原理、市場での成果などのように、市場を中心に論じて、規制緩和による効果などを考察するときに使われる研究手法です。しかしながら実際には、単純な効率性という尺度にのみ依拠して政策を決定するというわけではありませぬ。一見非効率だけれども、ある制度を使い続けているという場合があります。そこには一種の価値観が働くわけです。その価値観は、その国の文化的な背景から生じているわけです。

しかし文化というのも、こと金融に関係するものの多くは、経済的背景とも密接な関係があるでしょう。先進諸国で重要な経済事象として、わたくしが特に注目しているのは、人口の高齢化です。人口の高齢化と経済の成熟化にともなう年金制度への不安が金融制度の展開に大いに影響をもたらすと考えられるからです。まだ高齢社会を迎えていないアメリカと異なり、ヨーロッパでは、高齢社会の構造が経済に及ぼす影響は想像以上のものがあると考えた方がよいでしょう。銀行の保険仲介も、主として投資信託を利用した直接金融への移行も、社会保険制度の一種である年金が外部化したものと考えられます。私がフランスとオランダの金融制度の研究で高齢化まで扱ったのは、これを体系化する試みです。不良債権の処理というバブルの後遺症もいずれは終了するわけですが、そのとき浮かび上がってくるのは、高齢社会・成熟社会における金融サービスのあり方という問題であろうと考えます。

（文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解である）

## 参考文献

- 岩田健治ほか[2003]『ユーロとEUの金融システム』日本経済評論社(特に岩田担当章)  
岡沢憲英・宮本太郎編著[1997]『比較福祉国家論』法律分化学社  
高木仁・黒田晁生・渡辺良夫[1999]『金融システムの国際比較分析』明治大学社会科学研究所叢書  
山村延郎[2002]『ドイツにおける預金保護・危機対応の制度』金融庁金融研究研修センター(ディスカッション・ペーパー・シリーズVol. 4)  
山村延郎[2003]『フランス・オランダの地域金融システム』金融庁金融研究研修センター(ディスカッション・ペーパー・シリーズVol. 12)(特に9ページ以降)

※ 金融研究研修センターは、平成13年7月、金融庁における「研究と研修の効果的な連携」を目的として発足し、金融理論・金融技術等に関する研究を通じて専門的な知識を蓄積しつつ、それを活かした研修等により不断に職員のレベルアップを図っていくための活動を行っています。センターの概要や活動内容等については、ホームページ (<http://www.fsa.go.jp/frtc/index.html>) をご覧ください。



## 【集中連載】

# 市場機能を中核とする金融システムに向けて

## （金融審議会金融分科会第一部会報告）

### （第3回：「市場監視機能・体制の強化」「投資サービスにおける投資家保護のあり方」）

平成15年12月24日に取りまとめられた金融審議会第一部会報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」について、先々月には「市場間競争の制度的枠組み」「ディスクロージャー制度の整備」、先月は「市場監視機能・体制の強化」「投資サービスにおける投資家保護のあり方」について紹介しましたが、最終回の今回は「投資教育のあり方」「銀行・証券の連携強化」について紹介します。

「投資教育のあり方」については、市場機能を中核とする金融システムへの再構築に向け、国民の意識変革を促すための投資教育を政策として遂行します。このため、すでに行政、各証券団体、証券会社、NPOなどによって開発・蓄積されている有効な教材や教育方法など、資源やノウハウを集約し、その上で、関係団体と行政が連携して、学校から社会人に至る投資教育のスタンダードモデルを作成し、資源やノウハウを共有しつつ有効に提供していく体制を確立することとします。

「銀行・証券の連携強化」については、多くの中小企業が市場から資金調達し、そこへ多くの国民が投資する状況を実現するためには、中小企業の実情を最も熟知し、国民にとって最もなじみのある窓口である銀行が、証券会社と連携して取り組むことが有効です。このため、銀行による、貸出先企業への公開に向けたアドバイスや、公開可能企業の引受証券会社への紹介（市場誘導業務）は証券取引法第65条に抵触しないことを明確化するとともに、弊害防止措置を講じつつ、銀行窓口での証券取引の勧誘や証券会社への取次（証券仲介業務）を解禁することとします。

以下において、両項目につき詳細を紹介します。

## 投資教育のあり方

### 1. 基本認識

日本では長きにわたり貯蓄促進が重要な政策目標でありました。経済全体として資本不足の時代には、政策的優先度に応じて産業に資金を供給することが金融システムの課題であり、そこで資金仲介の大宗を担ったのは銀行であります。資本が十分に蓄積された現在、ライフステージに応じ可能な限り有利に運用したいという個人の希望に応えるためには、魅力ある多様な運用対象を、的確な情報とともに、これに投資する知識を備えた個人に提供する必要があります。また、今後、何が21世紀の日本のリーディング産業になるのか不透明な状況下で、リスクマネーの効率的かつ積極的な供給を促し、日本企業の発展を金融面から支えていかねばなりません。銀行のリスク負担能力が限界に達しつつあるなかで、強靱で高度なリスクシェアリング能力を持った市場中心の金融システムに再構築していくことが日本経済の発展にとって不可欠であり、そのためには、資金を供給する個人の意識変革を政策として遂行していく必要があります。

世論調査では、株式投資を行わない主な理由として知識がないことがあげられる一方、学校教育において金融や証券に関する基本的知識を提供することが必要との意見が多くあります。現実としての知識のなさは、日本国民にリスク回避傾向が強いことを意味するものではなく、リスクテイクの対象を政策として明らかにしていく必要性を示しているし、中長期的に学校教育に注力することにより自ずから国民性が形成される例は、歴史において枚挙にいとまがありません。

また、依然として頻発する投資に係るトラブルは、投資そのものへの意欲を萎えさせかねず、ありがちなトラブルに関する基本的知識は、トラブルそのものを防止する上でも有効であります。

もとより投資教育が、業界の利益や国の都合に応じて行われてはならないことは当然です。公的年金の役割が見直されるなか、確定拠出年金の普及・拡大など、個人は生活設計において否応



なく多様な資産運用と向き合わざるを得なくなっています。このような環境に置かれた個人を応援しつつ、併せて貯蓄から投資への流れを加速することが、効率的で安定した金融システムや実体経済の実現に寄与することが理解されるべきであります。

## 2. 改革の方向性

投資教育の有効な教材や教育方法などは、既に行政、各証券団体、証券会社、NPOなどによって相当程度に開発・蓄積されていますが、各々がばらばらに活動するだけでなく、資源やノウハウの集約と共有を図る必要があります。

このため、関係団体と行政が連携して、学校から社会人に至る投資教育のスタンダードモデルを作成し、優れた教材や教育方法を共有しつつ有効に提供していく体制を工夫すべきであります。

例えば、学校教育においては、カリキュラムにおいて小・中・高・大の各段階における投資知識の到達目標を設定するとともに、教える側の理解度やノウハウも向上させるといった方向が考えられます。社会人教育においても、世代や知識の水準に応じたセミナーの開催などきめ細かな対応が求められます。関係団体、行政（金融庁のみならず文部科学省、厚生労働省などの関係省庁）、及び金融広報中央委員会が適切に役割分担し、有効な遂行体制を構築していくべきであります。

## 銀行・証券の連携強化

### 1. 基本認識

市場機能を中核とする金融システムに再構築していくためには、金融業のビジネスモデルを変革していく必要があります。銀行（以下預金取扱い金融機関という意味で用いる）が、貸出を組成するのは当然ですが、いったん取った信用リスクを、そのリスクに見合ったリターンを確保しないまま、いつまでもバランスシートに抱えている事態が不良債権問題の深刻化に繋がっており、貸出に際して条件の適正化を図る一方、リスクを機関投資家など他の主体に移転していくことが望ましいと考えます。実体経済のリスクが銀行に集中してしまっている現状から脱却するためには、貸出先との長期的関係に拘泥することなく、貸出の組成機能、その証券化機能、証券化商品に伴う事務処理機能といった分化を促し、市場の価格形成やリスク配分のメカニズムを活用していくべきであります。

一方、ビッグバン改革を経て証券会社のビジネスモデルも多様化しましたが、未だ、多くの個人が証券投資し、また、多くの中小企業が市場から資金調達するような状況にはなっていません。これまで、銀行、証券会社、保険会社（さらには郵便局）といった業態と、その利用者との関係がある程度固定的だったとすれば、むしろ市場中心のマネーフロー構造に変革し、金融システムにとっての望ましい資金・リスク配分を可能にする観点から、業態と利用者との関係を流動化させるべきではないかと考えられます。証券会社のビジネスとして、富裕層と優良企業を対象に堅実に経営するモデルや、デイトレーダーの欲求に正面から対応していくモデルは当然あって然るべきですが、多くの個人及び中小企業が市場参加するためには、個人にとって最もなじみのある窓口であり、中小企業の業務や財務、経営者や社員の能力・意欲を最も熟知している銀行が、証券会社まで誘導することが望ましいと考えます。

### 2. 現行制度の今日的意味

戦後、米国のグラス・スティーガル法にならって証券取引法第 65 条を導入した時代、及び 65 条の枠組みを前提に銀行の証券業務を子会社方式により導入した時代に比べると、金融システムをめぐる環境は大きく変化しました。例えば、銀行経営に対するセーフティネットは格段に整備され、システミックリスクを回避できる体制となっています。また既述のとおり、業態の如何を問わず、市場機能を活用することが、金融ビジネスとして必須の課題になっています。

一方、依然として金融システムにおける資金仲介の大宗を担っているのは銀行であり、65 条の根拠となった利益相反や銀行の優越的地位の濫用の可能性は、今なお重要な論点であります。



また、金融分野における個人情報保護の必要性はますます高まっています。米国でも、銀行の証券業務は子会社方式により普及し、子会社業務の自由化がグラム・リーチ・ブライリー法により完了しましたが、銀行本体で広範囲に証券業務を行うことに対しては、依然として慎重な姿勢がとられています。

以上に加え、銀行がその規模を問わず、不良債権問題を解決して国民の信頼を回復していくことが先決となっている現在、業務範囲の根幹に関わるような見直しを行う時期にはないのではないかと考えられます。

一方、日本では、ほとんどの地域銀行や信用金庫などは証券子会社を有していないという事情も考慮する必要があります。

### 3. 証券仲介業

銀行を除く形で導入し、未だ施行に至っていない証券仲介業の範囲を現段階で見直して銀行を加えることは、政策として拙速にすぎるとの指摘があります。また、これまで銀行が行えないことを前提に証券仲介業に参入するプランを立ててきた者にとって、前提条件の変更になってしまうことも事実です。

一方、銀行による証券仲介業の導入は、

- ① 顧客にとって、ワンストップ・ショッピングのニーズに応え、利便性が高まる。
- ② 投資経験のない銀行顧客層の市場参加を促し、新たな裾野の拡大が期待できる（銀行による株式投資信託の販売は、総残高の約半分に到達）。
- ③ 様々な規模の銀行と証券会社による、様々なタイプの連携は、それ自体顧客の利便性を高めるが、とりわけ証券会社の店舗が少ない地域におけるアクセスの改善になる。

といったメリットがあります。併せて、銀行が貸出先中小企業に対し市場調達や株式公開に向けたアドバイスを行うとか、公開可能な貸出先企業を引受証券会社に紹介するといった市場誘導業務（これまでフィービジネスとしては 65 条に抵触すると観念されてきた業務。誘導する市場は、企業の成長段階に応じて、グリーンシート、新興市場、取引所二部・一部となる。）を行うことにより、銀行と証券会社が連携して、市場機能を中核とする金融システムに向けた大きな流れを造りだせるのではないかと考えられます。換言すれば、一般事業会社にできることを、銀行にだけ制度的にできないままにしておくことは、もはや国民に対して説明できない段階にきていると考えられます。

#### 終わりに

以上、3ヶ月にわたり紹介してきた金融審議会の報告内容については、金融審議会から必要に応じた措置を取るように提言をされたところであります。

この提言を踏まえ、報告書の中で法律改正が必要な部分については、金融庁において直ちに法改正作業に入り、報告書の趣旨を踏まえて「証券取引法等の一部を改正する法律案」として法案を作成し、本年3月5日に閣議決定された後に国会に提出されました（法案その他関連資料については、金融庁ホームページの「国会提出法案」から、「第159回における金融庁関連法案」の中の[「証券取引法等の一部を改正する法律案」](#)を参照してください。）。

終わりに、証券市場における法律整備は毎年のように行われていますが、制度を改革しただけでは、改革の意図が必ずしも実現されないのは、ビッグバンの経験が教えるとおりで。国民の市場への信頼を確立するために、市場関係者の意識と行動の刷新は不可欠ですし、行政もまた、自らの業務が国民に対して持つ意味を不断に検証しなければなりません。また、市場をめぐる制度課題はほとんど際限なく登場してきます。今後とも金融審議会におかれては、不公正取引規制や新たな投資サービスへの対応など、中期的課題も含め検討を続けていかれるものと考えております。

（文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解である）



## 【ピックアップ：中小企業金融】

### 年度末金融の円滑化に関する意見交換会の開催について

去る3月1日（月）に、金融機関代表者、関係省庁等を集め、「年度末金融の円滑化に関する意見交換会」を開催しました。

本会合では、年度末の資金需要期を迎えることを踏まえ、竹中金融担当大臣から金融機関代表者に対して、健全な中小企業に対する資金供給の円滑化には格別の配慮をするよう要請するとともに中小企業金融の実態認識について意見交換を行いました。

その際、竹中金融担当大臣から金融機関代表者に対して、2月26日に改訂を行った「[金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕](#)」の紹介をしたのをはじめ、融資取引に際して顧客に対して十分に説明を行うことや担保・保証に過度に依存しない融資について積極的に取組むことなどを要請しました。

<意見交換会参加機関等>

全国銀行協会、社団法人 全国地方銀行協会、社団法人 信託協会、社団法人 第二地方銀行協会、社団法人 全国信用金庫協会、社団法人 全国信用組合中央協会、社団法人 全国労働金庫協会、農林中央金庫、日本政策投資銀行、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、中小企業総合事業団、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、社団法人 全国信用保証協会連合会

※ 昨年の「年度末金融の円滑化に関する意見交換会」の様様については、アクセスFSA第4号の「[【トピックス】年度末金融の円滑化に関する意見交換会の開催について](#)」にアクセスしてください。

### 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕等の改訂について

金融庁検査局では、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」において、「中小企業の実態に即した検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改訂」が盛り込まれたことから、昨年10月に「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕改訂検討会（PT）」を設置し、7回に及ぶ検討の結果、改訂案をとりまとめ、平成15年12月22日から平成16年1月21日までパブリックコメントに付しました。

結果、金融団体、中小企業団体及び中小企業庁等、45先から約240件の御意見が寄せられました。主なパブリックコメントとしては、「改訂された別冊の現場の検査官への周知徹底とその運用の確保について」や「具体的な取扱いの明確化及びこれらに関する詳細な質問について」等です。お寄せいただいたコメントを踏まえ、平成16年2月26日に改訂を行いました。

また、今回の別冊改訂に併せて、現行の会計ルールを反映させる等、金融検査マニュアル等について所要の改訂を行いました。改訂のポイントは以下の通りです。

#### 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕改訂のポイント

##### 1. 債務者との意思疎通

金融機関が、日頃の企業訪問や経営指導などの債務者との密度の高いコミュニケーションを通じ、債務者の経営実態を適切に把握しているかを検査において、検証。

その検証結果が良好であれば、(i)債務者区分の判断に当たって、企業の成長性や経営者の資質等に関する金融機関の評価を尊重、(ii)金融機関による再生支援の実績を引当率に反映。



## 2. 擬似エクイティへの対応（DDS）

金融機関が、中小・零細企業向けの債権を、債務者の経営改善計画の一環として、資本的劣後ローンに転換（DDS）している場合には、債務者区分等の判断において、当該劣後ローンを資本とみなす。

## 3. 小口・多数の債権の分散効果

検査でのサンプル抽出における金額抽出基準を現行の2,000万円から5,000万円に引き上げ。

## 4. 運用の改善

- 赤字や債務超過といった表面的な現象のみで債務者区分を判断するのではなく、キャッシュフローを重視することを明確化。
- 経営者の資質等に関する検証ポイントとして、過去の約定返済履歴等の取引実績や経営者の経営改善に対する取組み姿勢を追加。
- 債務者の実態に関する疎明資料として、金融機関側が債務者管理や自己査定のために用いる資料を活用できることを明確化。

## 5. 事例の大幅な拡充

現行の16事例から27事例に拡充。

※ 「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」について、詳しくは金融庁ホームページの「政策ピックアップ」の[「金融検査マニュアル別冊\(中小企業融資編\)」](#)のコーナーやアクセスFSA第14号から続く「集中連載：金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改訂について」（第1回[【改訂の背景】](#)、第2回[【「債務者との意思疎通」、「擬似エクイティへの対応」】](#)、第3回[【「運用の改善」、「検証ポイントの検討と事例の大幅な拡充（その1）」】](#)）にアクセスしてください。

## 【集中連載】

### 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改訂について (第3回:「運用の改善」、「検証ポイントの改訂と事例の大幅な拡充(その1)」)

金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕は、中小企業向け融資に焦点を合わせた金融検査の手引書（事例集）です。金融機関も融資に当たって参考にしており、借り手である中小企業の皆様にも参考になると思われます。

金融庁は、中小企業の実態を反映したより一層きめ細かな検査を目指して、この金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を改訂しました（詳しくはP21をご覧ください）。

アクセスFSAでは、第14号より金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改訂の内容についてより多くの方々に知っていただくため詳細な解説を連載しており、[第1回目の「改訂の背景」](#)、[第2回目の【「債務者との意思疎通」、「擬似エクイティへの対応」】](#)に続いて、今回は「運用の改善」、「検証ポイントの検討と事例の大幅な拡充（その1）」について記載します。

### 1. 「運用の改善」

#### (1) キャッシュフロー重視の明確化

キャッシュフロー重視の明確化については新たな施策ではなく、今まで実施していた検査においても、重視していた点です。

なぜ、中小・零細企業の資産査定において、キャッシュフローを重視するのかということ、中小・零細企業は総じて景気の影響を受けやすいこと等、損益計算表や貸借対照表に現れる表面的な事象が、必ずしもその実態を現すものではないことから、キャッシュフロー（資金繰り）により、債務



者の実態を把握することを明記したものです。

今回のパブリックコメントでの意見において、キャッシュフローの計算方法を示して欲しいとの意見も寄せられたところです。

例えば、中小企業の代表者が多大な報酬を得ていても、その報酬は個人の借入金の返済に充てられていれば、代表者との一体性を勘案しても、企業のキャッシュフローとはみれない場合もあれば、逆に代表者が生活を切り詰め、企業に対して、資金を供給している場合には、企業のキャッシュフローとしてみる可以考虑とされます。

このように、中小・零細企業のキャッシュフローは様々であり、一律的な基準を設けることは適切ではないと回答しているところです。

## (2) 疎明資料の明確化

検査では、債務者の実態を把握するために、様々な資料が必要となりますが、この資料は、金融機関の通常の債務者管理や自己査定での判断の元となった資料です。

当該資料については、債務者の実態を示す資料であればよいのであって、検査の為に作成する必要はないと考えています。

例えば、金融機関が通常の債務者管理の際に利用する資金繰表は、正式なキャッシュフロー計算書ではありませんが、債務者の実態を現す資料であれば、検査で活用することになります。

## 2. 「検証ポイントの改訂と事例の大幅な拡充」

### (1) 経営改善計画の取扱い

今回の改訂は、中小・零細企業等の場合、経営改善計画等の進捗状況については、①必ずしも精緻な経営改善計画等を作成できないこともあること、②総じて、景気の影響を受けやすく一時的な収益悪化が発生しやすいこと等を勘案したものです。

経営改善計画については、以下の3点について記載しています。

1点目として、債務者が経営改善計画等を策定していない場合であっても、債務者の実態に即して金融機関が作成・分析した資料を踏まえて債務者区分の判断を行うことが必要であること。

これは、中小企業が精度の高い経営改善計画等を策定できなくとも、金融機関がリレーションシップを発揮して、その作成を行っている現状を勘案したものです。

2点目として、経営改善計画等の進捗状況が計画を下回る場合であっても、その進捗状況のみをもって機械的・画一的に判断するのではなく、計画を下回った要因について分析するとともに、今後の経営改善の見通し等を検討することが必要であること。

これは、別冊のアンケートにおいても、相当のご意見を頂いた点です。金融検査マニュアルでは、8割の進捗状況と記載していますが、これを引き下げて欲しいとの意見が多数寄せられました。しかしながら、一定計数を示すのではなく、その債務者が本当に立ち直れるか否かを、判断することが重要であるとの考えにより、「計画を下回った要因について分析するとともに、今後の経営改善の見通し等を検討すること」と記載することにしました。

3点目として、経営改善計画等の進捗状況や今後の見通しを検討する際には、キャッシュフローの見通しをより重視することが適当としました。

この点は、前記のキャッシュフローの重視においても記載したように、中小企業の実態を判断するには、キャッシュフローが最も適切な実態を現すこととなるからです。

次回については、「検証ポイントの改訂と事例の大幅な拡充」の中で、貸出条件緩和債権の取扱いと、別冊以外の金融検査マニュアルの改訂部分について、記載したいと考えています。そして、第5回目に、パブリックコメントを踏まえた修正点と、パブリックコメントの考え方の補足をしたいと考えております。

※ 「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」について、詳しくは金融庁ホームページの「政策ピックアップ」のコーナーにある[「金融検査マニュアル別冊\(中小企業融資編\)」](#)にアクセスしてください。

※ 金融検査については、アクセスFSA第10号の[「金融便利帳：金融検査」](#)で解説しておりますので、アクセスしてみてください。



## 【法令解説】

# 「証券取引法等の一部を改正する法律」の施行に伴う 政府令等の整備について

## 1. はじめに

第156回国会において、「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成15年法律第54号（以下「改正法」という。）が平成15年5月30日に公布されました。その主な改正部分が本年4月1日に施行されるため、先般、関係政令及び関係府令等について改正・制定を行いました（平成16年1月30日公布、なお、一部の内閣府令については3月下旬に改正の予定）。また、平成14年12月16日の金融審議会第一部会の報告を踏まえ、証券会社や投資信託委託業者の最低資本金を引き下げるための関係政令の改正を同時に行いました。本稿では、これらの政令及び府令等の改正・制定の概要について、説明を行いました。

（参考）平成16年1月30日に公布された関係政府令及び今後、公布を予定している内閣府令は、以下のとおりです。

- (1) 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成16年1月30日政令第9号）
  - ・証券取引法施行令の一部改正（第1条）
  - ・外国証券業者に関する法律施行令の一部改正（第2条）
  - ・投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正（第3条）
  - ・有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令の一部改正（第4条）
  - ・金融先物取引法施行令の一部改正（第5条）
- (2) 証券仲介業者に関する内閣府令（平成16年1月30日内閣府令第1号）
- (3) 外国証券取引所に関する内閣府令（平成16年1月30日内閣府令第2号）
- (4) 証券取引法第161条の2に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成16年1月30日内閣府令第3号）
  - ・証券取引所に関する内閣府令の一部改正（第2条）
  - ・証券会社の行為規制等に関する内閣府令の一部改正（第5条）
  - ・銀行法施行規則の一部改正（第8条）
  - ・金融先物取引法施行規則の一部改正（第14条）
  - ・証券会社に関する内閣府令の一部改正（第25条）
  - ・金融機関の証券業務に関する内閣府令の一部改正（第26条）
  - ・外国証券業者に関する内閣府令の一部改正（第28条）
- (5) 今後改正を予定している主な内閣府令（3月下旬公布予定）
  - ・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則
  - ・有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則
  - ・投資信託及び投資法人に関する法律施行規則

## 2. 法改正の概要

改正法では、証券市場の構造改革の促進を図る観点から証券取引法等の改正が行われましたが、一般の政令・府令の改正等に関する主な内容は、以下のとおりです。

- (1) 有価証券の販売経路の拡大・多様化を図る観点から、証券会社等の委託を受けて、証券会社等と顧客との間の有価証券の売買の媒介等を営業として行う証券仲介業制度を創設しました。





(証券取引法の一部改正)

- (2) 証券会社等の信頼性の一層の向上を図るため、証券会社等の経営に影響力を有し得る主要株主（原則として 20%以上の議決権保有者）について、不適格者を排除するための制度を導入しました。（証券取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正）
- (3) 我が国証券取引所の国際競争力の強化と流動性の向上を図る観点から、これまで証券取引所の 5%超の議決権保有を一律に禁止していたルールを改め、証券取引所の主要株主（原則として 20%以上の議決権保有者）について認可制を導入し、また証券取引所の持株会社制度を創設しました。（証券取引法の一部改正）
- (4) 海外証券取引所が端末を国内に設置することについて、認可制とするなど、投資家保護の観点からルールの明確化を行いました。（証券取引法の一部改正）
- (5) 許可を受けた外国証券業者が、国内に支店を設置することなく、我が国の取引所市場の取引参加者となって直接発注することを可能とする制度（以下「許可外国証券業者制度」という。）を創設した。（外国証券業者に関する法律の一部改正）

### 3. 「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」の概要について

- (1) 証券会社等の最低資本金の引き下げ

平成 14 年 12 月 16 日の金融審議会第一部会において取りまとめられた「証券市場の改革促進」において、「競争を通じて特色ある金融サービスの提供が行われるようにするため、証券会社においては顧客資産の分別管理や投資者保護基金制度の整備が行われており、また、投資信託委託業者、認可投資顧問業者においては顧客資産の預託の受入の禁止等の投資家保護の仕組みが整備されていることも踏まえつつ、参入促進の観点から、証券会社、投資信託委託業者、認可投資顧問業者の最低資本金を現行の 1 億円から 5 千万円程度に引き下げるのが適当である。」と提言されたことを受け、今般の改正において、証券会社、外国証券会社、投資信託委託業者の最低資本金をそれぞれ 5 千万円に引き下げるための措置を行いました（証券取引法施行令第 15 条、外国証券業者に関する法律施行令第 6 条第 1 項、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（以下「投信法施行令」という。）第 10 条）。施行日は、他の改正部分と同様、本年 4 月 1 日となっています。なお、認可投資顧問業者の最低資本金の引き下げについては、別途、内閣府令の改正により措置を行う予定であります（7. (2) 参照）。

- (2) 証券会社等の主要株主に関する改正

証券取引法において、原則として証券会社の議決権の 20%以上を保有することとなった場合には主要株主の届出が義務付けられましたが、(i) 証券取引法第 28 条の 4 第 4 項において、保有する議決権の数の判定に際し、政令で定める特別な関係を有する者が保有する議決権についてもこれを保有するものとみなすとされたことから、この「特別な関係」として、議決権の共同行使を合意している関係や夫婦の関係などを定めた（証券取引法施行令第 15 条の 2）ほか、(ii) 主要株主の届出先をその本店又は主たる事務所（個人の場合は住所又は居所）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内の場合には、福岡財務支局長。以下同じ。）とするなど、金融庁長官の権限の委任について規定しました（証券取引法施行令第 42 条の 2）。なお、(i) については投資信託委託業者及び認可投資顧問業者の主要株主の「特別な関係」についても同様の措置を行っており（投信法施行令第 14 条の 2、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令（以下「投資顧問業法施行令」という。）第 14 条の 3）、(ii) については認可投資顧問業者の主要株主の届出などについて同様の措置を行いました（投資顧問業法施行令第 23 条）。

- (3) 証券仲介業制度に関する改正

証券仲介業者について、(i) 証券取引法第 66 条の 12 において、証券仲介業者は顧客の金銭や有価証券の預託の受入れが禁止されると同時に、政令で定める密接な関係を有する者にそれらを預託させることも禁止されていることから、この「密接な関係を有する者」として、証券仲介業者の親族や役員・使用人及び証券仲介業者と支配・被支配関係にある者を定めた（証券取引法施行令第 18 条の 2）ほか、(ii) 証券仲介業の登録の申請先を登録申請者の本店又は主



たる事務所の所在地を管轄する財務局長とするなど、金融庁長官の権限の委任について規定しました（証券取引法施行令第43条の2）。

#### (4) 外国証券取引所に関する改正

証券取引法第155条の3第2項第1号において、海外証券取引所の国内における端末設置の認可基準の一つとして外国有価証券市場を開設してから政令で定める期間を経過していることを求めていることから、その期間を3年と決めました（証券取引法施行令第19条の4）。なお、金融先物取引法においても、海外金融先物取引所による国内の端末設置について認可制とするなど、証券取引法と同様の措置が講じられたことから、金融先物取引法施行令においても、認可の要件として必要な経験年数を3年と決めました（金融先物取引法施行令第2条の5）。

## 4. 証券仲介業者に関する内閣府令について

### (1) 制定の趣旨

証券取引法において、証券仲介業制度が創設されたことに伴い、「証券仲介業者に関する内閣府令（以下「仲介業府令」という。）」を新たに制定し、証券仲介業者の登録手続に関する事項や、業務に関する規制などを規定することとしました。

### (2) 規定の主な概要

#### I 登録の申請について（第1条～第4条）

証券取引法第66条の3第1項の証券仲介業の登録申請書の記載事項について、同項第6号の「その他内閣府令で定める事項」として(i)個人の登録申請者及び法人の登録申請者の役員が常務に従事している他の会社の商号及び事業の種類、(ii)法人の登録申請者の役員の兼業、(iii)登録申請者の事故による損失の補てんを行う所属証券会社等の商号等（所属証券会社等が複数の場合）を定めました。(iii)については、所属証券会社等が複数の場合、責任の所在が不明確となりうる事態も想定されることから、一義的に損失の補てんを行う所属証券会社等を明確化し、投資者保護に支障が生じることを防止するために設けられたものです。また、同条第2項の添付書類について、同項第2号の「業務の内容及び方法として内閣府令で定める書類」として(ア)業務の内容及び方法を記載した書面、(イ)業務分掌の方法（法人の場合）を、同項第4号の「その他内閣府令で定める書類」として(ウ)個人の登録申請者又は法人の登録申請者の役員の履歴書及び住民票の抄本、(エ)役員が登録拒否要件に該当しないことを誓約する書面、(オ)委託契約書の写し及び(カ)登録申請者の事故による損失の補てんを行う所属証券会社等について定める契約書の写しを、それぞれ決めました。また、登録申請書の様式を別紙様式第1号に決めました。

#### II 標識の掲示について（第8条）

証券取引法第66条の7第1項において、証券仲介業者の営業所等への標識の掲示が義務付けられており、その様式を別紙様式第2号に決めました。なお、営業所等が無人端末であることも想定されることから、これに対応する標識の様式も定めています。

#### III 明示義務について（第9条）

証券取引法第66条の10において証券仲介業者が証券仲介行為を行う際に事前明示を行わなければならない事項が定められていますが、同条第4号の「その他内閣府令で定める事項」として、顧客が取引条件などをあらかじめ確認した上で取引を行うことができるようにするため、(i)取引につき顧客が支払う金額又は手数料が所属証券会社等間で異なる場合は、その旨、(ii)投資顧問業を兼業する際に、投資顧問業の顧客に対する証券仲介行為により得る報酬の額、(iii)顧客の取引の相手方となる所属証券会社等の商号等（所属証券会社等が複数の場合のみ）を定めました。

#### IV 禁止行為について（第13条）

証券取引法第66条の13において証券仲介業者の禁止行為が定められています。同条第3号の「内閣府令で定める行為」として、証券会社の行為規制等に関する内閣府令（以下「行為規制等府令」という。）第4条に規定されている証券会社の禁止行為のうち、有価証券の売買の媒介、募集の取扱いや勧誘行為など、証券仲介業者が行い得る業務に対する規制について、証券仲介業者に対しても基本的に同様の規制（虚偽又は誤解を生ぜしめるべき表示を



する行為、実勢を反映しない作為的相場が形成されることを知りながら有価証券の売買等の媒介をする行為などの禁止、など)を設けたと同時に、証券仲介業者が投資顧問業を兼業する際に、当該業務に係る顧客の取引を結了させるため他の顧客に対して有価証券の売買などを勧誘する行為など、兼業を行う際の禁止行為を規定しました。

#### V 業務の状況に是正を加えることが必要な場合 (第 15 条)

証券取引法第 66 条の 14 において準用する同法第 43 条第 2 号の「業務の状況が公益に反し、又は投資者保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める状況」として、行為規制等府令第 10 条に規定されている証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合のうち、(4)と同様の観点から証券仲介業者にも適用すべき規制について、同様の規定(金融機関との共同店舗において業務を営む際に誤認防止を講じていない状況や、投資信託の受益証券の所謂乗換え勧誘に際し、重要な事項について説明を行っていない状況、など)を設けたと同時に、証券仲介業者が知り得た顧客情報を所属証券会社等に提供する場合には、一定の場合を除き、顧客の書面による同意が必要である旨の規定を設けました。

#### VI 証券仲介業者に関する報告書及び法定帳簿の作成義務 (第 16 条、第 18 条)

証券取引法第 66 条の 15 第 1 項において証券仲介業者が営業年度ごとに提出を義務付けられている証券仲介業に関する報告書について、別紙様式第 3 号に定めた。その具体的な内容、証券仲介業者の限定された業務内容等に鑑み、証券仲介業に係る口座の状況や受入手料の状況などとした。また、証券取引法第 188 条の規定による所謂法定帳簿については証券仲介補助簿のみを規定し、その記載内容について別表第 1 に定めました。

## 5. 外国証券取引所に関する内閣府令

証券取引法において、海外証券取引所端末の国内設置についてルールが明確化されたことに伴い、「外国証券取引所に関する内閣府令(以下「外国証券取引所府令」という。)」を新たに制定し、外国証券取引所の認可の手続きに関する事項等を規定することとした。

具体的には、認可申請書の記載事項及びその添付書類について定めた(第 4 条、第 5 条)ほか、法第 155 条の 5 において作成が義務付けられている業務報告書や、法第 188 条に基づく外国証券取引所府令第 9 条において作成が義務付けられた取引高報告書について、それぞれ別紙様式第 1 号及び別紙様式第 2 号に記載内容を定めるなど、所要の事項について規定を整備しました。

## 6. 証券取引法第 161 条の 2 に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

### (1) 証券取引所に関する内閣府令の一部改正

証券取引法において、証券取引所の株主に関するルールの見直しが行われたことから、対象議決権保有者(証券取引所の総株主の議決権の 5%を超える議決権の保有者)の届出及び証券取引所の主要株主や証券取引所持株会社の認可の手続きについて、届出書及び認可申請書の記載事項や、その添付書類の内容など、必要な事項を定めたほか、法第 188 条の規定により証券取引所持株会社に対し提出を義務付ける書類について定める(第 30 条の 2)などの改正を行いました。

なお、今回の改正において、証券取引所持株会社に関する規定を盛り込んだことから、内閣府令名を「証券取引所及び証券取引所持株会社に関する内閣府令」に改めました。

### (2) 証券会社の行為規制等に関する内閣府令の一部改正

証券取引法第 66 条の 22 において、証券会社は委託を行う証券仲介業者の損害賠償義務を負う旨が規定されているが、さらに、行為規制等府令において、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「委託を行った証券仲介業者の証券仲介業に係る法令に違反する行為を防止するための措置が十分でない」と認められる状況」を規定し、委託を行う証券仲介業者に対する証券会社の監督責任について定める(第 10 条第 12 号)などの改正を行いました。

### (3) 金融先物取引法施行規則の一部改正

金融先物取引法において、証券取引所と同様の観点からその株主ルールや持株会社制度の創設について同様の改正が行われたと同時に、海外金融先物取引所の国内における端末設置につ



いてルールが明確化されたことに伴い、証券取引所に関する内閣府令及び外国証券取引所府令と同様の措置を行いました。

(4) 証券会社に関する内閣府令の一部改正

証券会社の主要株主規制の導入に伴い、証券会社の主要株主の届出書である対象議決権保有届出書を別紙様式第1号の2に定めたほか、主要株主の議決権の判定に際し、保有の様態などを勘案して保有する議決権から除く議決権として、信託業を営む者が信託財産として保有する議決権（自ら行使することができるものを除く）などを定める（第7条の3）とともに、議決権の保有割合を計算する際の総株主の議決権の数について原則として主要株主となった日の総株主の議決権の数とする一方で、例外として直前期の有価証券報告書に記載されている総株主の議決権の数などを用いることができる旨（第20条の2第2項）などを規定しました。また、新たに証券業の登録申請を行う際の添付書類として、主要株主に証券取引法第28条の4第10号又は第11号の不適合要件に該当する者がいない旨の誓約書を追加しました（第5条第6号）。

(5) 外国証券業者に関する内閣府令の一部改正

許可外国証券業者制度の導入に伴い、許可外国証券業者の許可申請書の記載内容を別紙様式第1号に、営業報告書の記載内容を別紙様式第2号にそれぞれ決めました。また、許可外国証券業者が国内の証券取引所に直接発注を行うことに鑑み、外国証券業者に関する法律第14条第4項においては証券取引法第42条に規定する証券会社の禁止行為のうち取引の公正性の確保の観点から許可外国証券業者に適用する必要がある規制を準用することとしています。このため、同項において準用する同条第1項第9号の「内閣府令で定める行為」として、行為規制等府令第4条に規定されている証券会社の禁止行為のうち、必要な規制（実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の禁止、など）について、許可外国証券業者に適用するための改正（第24条第23項）などを行いました。

(6) 銀行法施行規則の一部改正

証券仲介業制度の創設に伴い、銀行法の改正が行われ、銀行の子会社の範囲に証券仲介業者が新たに加わったことから、その業務範囲などについて整理を行った。なお、長期信用銀行法施行規則、信用金庫法施行規則、協同組合による金融事業に関する法律施行規則、保険業法施行規則、労働金庫法施行規則（※1）、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（※2）、漁業協同組合等の信用事業に関する命令（※2）、農林中央金庫法施行規則（※2）についても同様の改正を行いました。

(注)

（※1）については、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（平成16年内閣府・厚生労働省令第一号）において改正を行いました。

（※2）については、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（平成16年内閣府・農林水産省令第一号）において改正を行いました。

## 7. 今後改正を予定している主な内閣府令

(1) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正

昨年の法改正により信託業務を営む金融機関に投資一任業務が解禁されたことに伴い、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則において信託業務を営む金融機関が行うことのできない業務として規定されている投資顧問業を削除する改正を行います。

(2) 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則の一部改正

認可投資顧問業者の主要株主規制の導入に伴い、認可投資顧問業者の主要株主の届出書を定める等、証券会社に関する内閣府令と同様の措置を行うほか、ラップ口座の円滑な実施のため、昨年の法改正において措置された自己売買記録の顧客への書面交付義務の免除のための承認基準として、(i) 証券会社の自己売買を行う部門と投資一任業務を行う部門との組織的分離によるこれらの部門相互の情報遮断、(ii) 内部管理部門の独立性の確保等、法令遵守体制の整備等を要件として規定する等の制度整備を図ります。また、証券会社、外国証券会社、投資信託



委託業者と同様、認可投資顧問業者の最低資本金を現行の1億円から5千万円に引き下げるための措置を行うほか、法改正において信託業務を営む金融機関への投資一任業務が解禁されたことに伴い、認可基準等の制度整備を行います。

(3) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正

投資信託委託業者の主要株主規制の導入に伴い、投資信託委託業者の主要株主の届出書を定める等、証券会社に関する内閣府令と同様の措置を行うほか、公募の範囲の人数計算について、適格機関投資家が含まれている場合における当該適格機関投資家を除くための要件の改正を行います。

(文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解である)

※ 改正法をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「国会提出法案」から「第 156 回国会における金融庁関連法案」に入り、[「証券取引法等の一部を改正する法律（平成 15 年 3 月 14 日提出、平成 15 年 5 月 23 日成立）」](#)にアクセスしてください。



## 【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、金融を巡る時々の旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの「[記者会見概要](#)」のコーナーにアクセスしてください。

**Q： 改正公認会計士法が4月1日から施行されます。新たに設置される公認会計士 監査審査会の役割についてどういふことを期待していますか？また、監査法人等に対する監視 監督にどのように取り組んでいかれますか？**

A： ご承知のように4月から新しい公認会計士法が運用の運びになります。これは、我々としてもその中で、新しいクオリティーのモニタリングのシステムが作られるわけですから、我々としては与えられた権限を最大限活用して、今3月期の決算を行っていますけれども、3月期の決算も対象にして、4月に新しい仕組みができれば、できるだけ早くこの制度を、我々に与えられた権限の範囲でしっかりと活用して、厳正に対応していくということが必要だと思っております。公認会計士は、どちらかの特定の利益、利害に偏るといふことがあっては断じてならないわけで、我々としては公認会計士法の新しい法律の精神に則って、厳正に対応していく心づもりでおります。

（略）まずご承知のように、今度の新しい法律では、監査業務と非監査業務の明確な区分が求められている。それとの関連で、例えばですけれども、非監査業務をやっているのに監査業務にそれが及んでいると、及んでくるというようなことは、これはもうないとは思いますが、そんなことがあっては断じてならないわけでありませう。例えばですけれども、仮にそのようなことが懸念されるような場合があれば、これは当然、我々としては見過ごす問題ではないと思っております。個別の監査の内容、再建計画の話とか、繰延税金資産の話とか色々仰いましたけれども、それに関してもそういうことがない、私は日本の公認会計士はしっかりとした対応をしているとは思いますが、万が一にもそういう対応があるならば、これは我々としては見過ごせない、しっかりとした当然対応をしていく。公認会計士の社会的責任がある、我々もそれを監督する責任があると思っております。

（平成16年3月12日（金） 竹中大臣記者会見抜粋）

※ 第156回国会で成立した「公認会計士法の一部を改正する法律」について、詳しくは金融庁ホームページの「国会提出法案」から「[公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年3月14日提出、平成15年5月30日成立）](#)」にアクセスしてください。

**Q： 先日公表された「経済活性化のための改革工程表」に、「16年度における不良債権問題の終結」が盛り込まれていますが、見通しはいかがですか？**

A： 「金融再生プログラム」に示された、主要行を対象にした不良債権比率の半減、そうすることを通して、不良債権問題を終結させると、これはやはり是非とも実現しなければいけない。不良債権比率の低下に関しては、順調に低下をしていると認識をしておりますが、これは何度も申し上げていますが、今度の3月期の決算、それとあと残り1年の上り坂といふのは、大変きついと思っておりますから、金融機関にも頑張っていただきたいし、我々もしっかりと対応したいと思っております。

（平成16年3月12日（金） 竹中大臣記者会見抜粋）

※ 金融再生プログラムについて、詳しくは金融庁ホームページの「政策ピックアップ」の「[金融再生プログラム](#)」のコーナーをご覧ください。



**Q：先日、商工中金が、中小企業の再建のスキームとしてDDS(デット・デット・スワップ)を用いた中小企業再生支援を発表しました。この評価を含め、今後の中小企業の再生についてどのように見えていますか？**

A：商工中金が、これは確か東京都の中小企業再生支援協議会と連携して、その再生計画作成を支援している中小企業に対してデット・デット・スワップを用いた再生支援の第1号に取り組みと、こういう話だということは承知をしております。今、ご指摘のあったように、これは先般のマニュアル改訂の一つの、実は我々としても目玉であります。根雪部分のような形で、長期の運転資金として出されているようなものは、本来資本性があると、それはまさにデットデットスワップについて、きちっとした対応をとったものについては、それを資本としてみなすという先般のマニュアル改訂の一つの、我々としては自信を持って作った目玉であったわけですが、早速商工中金において、そうした取り組みをされたということは、これは我々としても大変勇気付けられることであると思っております。その中小企業金融の実態に光を当てた取り組みが行われなければいけないと、そのことによって金融の円滑化が進んでいくということを我々は期待をしておりますし、ご質問の趣旨は、もっと広く今後全体をどうしていくのかということかもしれません、リレーションシップバンキングの考え方にデットデットスワップ、こうしたものも示されていることでもありますから、やはりリレーションシップバンキングのプログラムを着実に、具体的に形にしていくという努力を続けることが重要だと思っております。

(平成16年3月12日(金) 竹中大臣記者会見抜粋)

- ※ DDS(デット・デット・スワップ)について、詳しくはアクセスFSA第15号の[「【集中連載】金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」の改訂について<第2回>」](#)にアクセスしてください。
- ※ リレーションシップバンキングのアクションプログラムについて、詳しくは金融庁ホームページの「政策ピックアップ」の[「中小企業金融特集」](#)にアクセスしてください。



## 【金融便利帳】

※ このコーナーは、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、わかりやすく解説するものです。

今月のキーワードは「**会計基準**」です。

- 「**会計基準**」という言葉は、一般的には、企業が適正な財務諸表を作成するために従うべき会計処理のルール全般をいう言葉として使われています。また、特定の会計処理のルールの名称として、例えば、「**金融商品の会計基準**」というようにも使われます。同じような言葉として、「**会計原則**」という用語もあります。学問的には「**会計原則**」と「**会計基準**」という言葉に深い意味がありますが、一般的には、同じような意味で使われています。
- 「**会計基準**」は、「**企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められるものを要約したもの**」と位置付けられています。したがって、それ自体は法令ではありませんが、企業の財政状態や経営成績の実態を利害関係者に的確に伝えることを目的として、適正な**財務諸表**を作成するための規範という役割を担っています。このような意味で、財務諸表の作成に関する包括的な基準として、昭和 24 年に、経済安定本部・企業会計制度対策調査会（現在、金融庁に設置されている「**企業会計審議会**」の前身）から「**企業会計原則**」が公表されました。
- このように、「**会計基準**」はそれ自体は法律や行政機関が定める規則ではありませんが、上場会社などの公開会社は、**証券取引法**により、**一般に公正妥当と認められる会計基準**に従って財務諸表を作成することが義務づけられています。また、**商法**（商法施行規則）においても、公正な**会計慣行**を斟酌することが求められています。  
さらに、**証券取引法**や**商法監査特例法**により、企業が財務諸表の**監査**を受ける場合には、監査人となる公認会計士や監査法人は、企業の財務諸表が**会計基準**に従って適正に作成され表示されているかどうか判断することになります。
- 「**会計基準**」は、経済社会の変化や新たな取引形態の出現などに合わせて、常に見直していかなければならないものです。近年、金融・証券市場のグローバル化、企業活動の多角化・国際化、デリバティブなどの金融商品の利用の拡大、雇用形態の多様化、研究開発活動の拡大、資産のリストラクチャリング、企業再編の活発化など、**経済社会が激しく変化**しています。こういった中で、国際的にも**会計基準の改善が進められており、わが国においても 1990 年代後半から多くの**会計基準が整備・改善**されました。**
- 例えば、連結子会社の判断に実質基準を導入した**連結財務諸表原則**の改訂、外貨建債権債務を原則として期末レートで換算することとした**外貨建取引会計基準**の改訂、税務上の課税所得と会計上の損益認識の期間的なズレを調整する**税効果会計基準**の導入、有価証券やデリバティブの評価に時価評価を取り入れた**金融商品の会計基準**の導入、年金資産の時価評価や積立不足の計上を求める**退職給付の会計基準**の導入、研究開発活動やソフトウェアの開発費に関する**研究開発の会計基準**の導入、工場などの固定資産について収益性が著しく低下した場合には帳簿価額を修正する**減損会計基準**の導入、合併や分割の際の会計処理に関する**企業結合の会計基準**など多くの**会計基準が整備・改善**されています。
- なお、「**会計基準**」は、各国の**経済慣行**や**法制度**などを背景として形成されるため、**日本基準**と**米国基準**、**米国基準**と**国際会計基準**、**国際会計基準**と**日本基準**には、それぞれの間に違いがあります。しかし、例えば、**日本基準**と**国際会計基準**との違いが、**米国基準**と**国際会計基準**との違いより殊更に大きいということはなく、**会計基準が対象としている経済取引の範囲や規定内容については、それぞれ同等の水準にあると考えられます。**（→アクセス F S A 本号の「トピックス：[企業会計審議会総会の開催について](#)」（P 5）もご覧ください。）
- こういった「**会計基準**」の**整備・改善**は、これまでは金融庁の**企業会計審議会**が行ってきましたが、平成 13 年 7 月に、**会計基準の開発を目的とした財団法人 財務会計基準機構**が設立され、その中に設けられた**企業会計基準委員会**が**会計基準の作成**を担っています。設立以来、自己株式の**会計基準**をはじめとして、多くの**会計基準**や**適用指針**を作成しています。

※ 「**公認会計士**」については、アクセス F S A 第 5 号の【**金融便利帳**】[（今月のキーワード：公認会計士）](#)にアクセスしてください。





## 【お知らせ】

### ○ 金融庁ホームページ「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」コーナーをリニューアルしました！

金融庁は、中小企業の実態を反映したより一層きめ細かな検査を目指して、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を改訂しました。金融庁ホームページ「政策ピックアップ」の[「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」](#)コーナーでは、改訂の内容や作成の経緯等をリーフレットや図表などを用いて分かりやすく御紹介しています。

※ 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕については、アクセスFSA第14号より解説記事を連載しております。第14号[【改訂の背景】](#)、第15号[【「債務者との意思疎通」、「擬似エクイティへの対応」】](#)、本号[【「運用の改善」、「検証ポイントの検討と事例の大幅な拡充（その1）」】](#)をご覧ください。

### ○ 国家公務員 種試験志望者のための電が関官庁探訪の実施について

金融庁においては、平成17年度採用I種職員の募集にあたり、業務説明会を以下の要領で実施します。多くの志望者の方にご参加いただければ幸いです。

#### <春の庁内業務説明会（完全予約・少人数制）>

- 日時：3月22日(月) 16:30～18:00 (終了)  
3月24日(水)①13:30～15:00 ②16:30～18:00 (終了)  
3月30日(火)①13:30～15:00 ②16:30～18:00  
3月31日(水) 16:30～18:00  
4月2日(金)①13:30～15:00 ②16:30～18:00
- 場所：金融庁庁舎（具体的な場所は予約受付後告知）

※予約連絡先（予約の際は、希望日時をご指定ください。）

金融庁総務企画局総務課 齊藤

E-mail: [taka-saito@fsa.go.jp](mailto:taka-saito@fsa.go.jp)

Tel:03-3506-6359 Fax:03-3506-6267

#### <業務説明会@関西>

- 日時：3月26日(金)①13:00～14:30②15:00～16:30
- 場所：芝蘭会館2F研修室(京都市左京区吉田牛の宮11-1)

※予約不要です。金融庁の業務に少しでも興味をお持ちの方は、当日直接会場までお越しください。

### ○ 種職員採用パンフレットのリニューアルについて

I種職員採用パンフレットをリニューアルし、金融庁ホームページの[「採用に関する情報」](#)コーナーに掲載しました。本パンフレットは、金融庁の業務説明や先輩からのメッセージ等、情報満載です。国家公務員I種試験を志望される皆様、ぜひ御参照ください。



## ○ 大臣・副大臣への質問募集中

本号では休載させていただきましたが、アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣や副大臣へのご質問に、大臣・副大臣が直接お答えする【[竹中大臣に質問!](#)】、【[伊藤副大臣に質問!](#)】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「[ご意見箱](#)」にお寄せください。その際、ご意見箱の件名の欄には、必ず「[大臣に質問](#)」あるいは「[副大臣に質問](#)」とご記入ください。また、本文の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが100字以内に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣又は副大臣の回答を掲載させていただきます。大臣・副大臣へのご質問がございました方は、[「ご意見箱」](#)へどうぞ。また、[「大臣・副大臣への質問募集中」](#)にもアクセスしてみてください。

## ○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、[新着情報メール配信サービス](#)を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。



## 【2月の主な報道発表等】

- 2日(月) [アクセス](#) ・ 「保険の基本問題に関するワーキング・グループ」のメンバー変更
- 3日(火) [アクセス](#) ・ 「信用金庫法施行令等の一部を改正する政令(案)」の公表  
(パブリック・コメント)
- 4日(水) [アクセス](#) ・ 「いわゆる外国為替証拠金取引について～取引者への注意喚起等～」の改訂
- 6日(金) [アクセス](#) ・ 「事務ガイドライン(第三分冊：金融会社関係)の一部改正  
[アクセス](#) ・ 足利銀行の「経営に関する計画」の公表
- 13日(金) [アクセス](#) ・ アラディン・キャピタル投資顧問株式会社に対して投資一任契約に係る業務の認可  
[アクセス](#) ・ 足利銀行において「業務監査委員会」及び「内部調査委員会」を設置  
[アクセス](#) ・ 関東つくば銀行の認定経営基盤強化計画履行状況の公表
- 20日(金) [アクセス](#) ・ スタンダード・チャータード銀行東京支店に対する行政処分  
・ 企業会計審議会総会開催
- 25日(水) [アクセス](#) ・ 「事務ガイドライン(第三分冊：金融会社関係)の一部改正(案)」の公表  
(パブリック・コメント)
- 26日(木) [アクセス](#) ・ 承継銀行の設立決定  
[アクセス](#) ・ 大阪証券取引所の自己株式の上場承認  
[アクセス](#) ・ 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕等の改訂
- 27日(金) [アクセス](#) ・ 保険の基本問題に関するワーキンググループのメンバーの追加  
[アクセス](#) ・ 第119回自動車損害賠償責任保険審議会の開催  
[アクセス](#) ・ 投資信託法及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)及び事務ガイドライン改正(案)の公表  
(パブリック・コメント)

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。

